



3号認定保育料徴収額基準表

(* 令和5年11月1日現在)

階層区分		3号認定(0・1・2歳児)					
		標準時間		短時間			
		白老町	国	白老町	国		
1	生活保護世帯	0	0	0	0		
2	非課税世帯	0	0	0	0		
3	1	均等割額がある世帯 (ひとり親・障害者世帯)	12,000 0	19,500 9,000	11,000 0	19,300 9,000	
	2	所得割額 16,200 円未満 (ひとり親・障害者世帯)	14,000 6,000	19,500 9,000	13,000 5,000	19,300 9,000	
		所得割額 32,400 円未満 (ひとり親・障害者世帯)	16,000 7,000	19,500 9,000	15,000 6,000	19,300 9,000	
	4	所得割額 48,600 円未満 (ひとり親・障害者世帯)	18,000 8,000	19,500 9,000	17,000 7,000	19,300 9,000	
		48,600 円 ~ 57,700 円未満 (ひとり親・障害者世帯)	20,000 9,000	30,000 9,000	19,000 8,000	29,600 9,000	
	4	57,700 円 ~ 67,400 円未満 (ひとり親・障害者世帯)	22,000 9,000	30,000 9,000	21,000 8,000	29,600 9,000	
		3	67,400 円 ~ 77,101 円未満 (ひとり親・障害者世帯)	24,000 9,000	30,000 9,000	23,000 8,000	29,600 9,000
			77,101 円 ~ 87,000 円未満	26,000	30,000	25,000	29,600
5	87,000 円 ~ 97,000 円未満	28,000	30,000	27,000	29,600		
	1	97,000 円 ~ 109,000 円未満	30,000	44,500	29,000	43,900	
	2	109,000 円 ~ 121,000 円未満	32,000	44,500	31,000	43,900	
	3	121,000 円 ~ 133,000 円未満	34,000	44,500	33,000	43,900	
	4	133,000 円 ~ 145,000 円未満	36,000	44,500	35,000	43,900	
	5	145,000 円 ~ 157,000 円未満	38,000	44,500	37,000	43,900	
6	6	157,000 円 ~ 169,000 円未満	40,000	44,500	39,000	43,900	
	1	169,000 円 ~ 195,400 円未満	44,000	61,000	43,000	60,100	
	2	195,400 円 ~ 221,800 円未満	48,000	61,000	47,000	60,100	
	3	221,800 円 ~ 248,200 円未満	52,000	61,000	51,000	60,100	
	4	248,200 円 ~ 274,600 円未満	56,000	61,000	55,000	60,100	
7	5	274,600 円 ~ 301,000 円未満	60,000	61,000	59,000	60,100	
	1	301,000 円 ~ 325,000 円未満	64,000	80,000	63,000	78,800	
	2	325,000 円 ~ 349,000 円未満	68,000	80,000	67,000	78,800	
	3	349,000 円 ~ 373,000 円未満	72,000	80,000	71,000	78,800	
8	4	373,000 円 ~ 397,000 円未満	76,000	80,000	75,000	78,800	
	8	397,000 円以上	80,000	104,000	79,000	102,400	

年3号認定児童・多
子世帯
以降
無償



- ① 同一世帯から2人以上が保育所等を利用する場合は、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は無料となります。
- ② 第3-1階層から第4-1階層区分に該当する世帯で、扶養する子が2人以上いる場合は、上記①の範囲に関わらず、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は無料となります。
- ③ 第3-2階層から第4-3階層区分に該当するひとり親世帯等で、扶養する子が2人以上いる場合は、上記①の範囲に関わらず、最年長の子どもから順に2人目以降は無料となります。
- ④ 3号認定児童のうち、第2階層から第5階層区分に該当する世帯で、扶養する子が2人以上いる場合は、上記①の範囲に関わらず、最年長の子どもから順に2人目以降は無料となります。
- ⑤ 階層区分は、4月から8月は前年度分の市町村民税、9月から翌年3月は当年度分の市町村民税により決定します。
- ⑥ 市町村民税の所得割額は、住宅借入金等特別控除、配当控除、寄付金税額控除、外国税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額控除によって減税されている方の場合、これらの金額を足し戻して計算し、保育料を決定します。

